

各 位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

## 「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」 2021年度改訂版 第3版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、「運転者講習テキスト 2021年度改訂版」を増刷するにあたり、一部を修正しました。最近の道路交通法の改正点と、2022年10月施行予定の道路運送法施行規則の改正点を反映したものです。

「2021年度改訂版 第2版」をお持ちの方は、講習実施の際に本紙を増し刷りして配布、または挟み込むなどのご対応をいただけますと幸いです。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がございましたらご指導ご意見をお寄せください。

### 【運転者講習テキスト 2021年度改訂版 第2版からの主な変更箇所】

#### 《第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する》

項 目	頁	位 置	挿入文もしくは差し替え内容
1 道路運送法	P75. 76	(表) 6-1. 6-2. 6-3	表を前後に入れ替え
2 自家用自動車による 有償運送の種類と概要	P77	(表) 6-4 交通空白地 有償運送の主な要件 管理者の選任	(旧) 5台以上・・・選任も必要。 (新) 運行管理の責任者の選任が必要。乗車定員11人以上の車両1台以上、もしくは乗車定員11人未満の車両5台以上の場合は資格要件あり。
	P79	(表) 6-5 福祉有償運送の主な要件 管理者の選任	(旧) 5台以上・・・選任も必要。 (新) 運行管理の責任者の選任が必要。5台以上の場合は資格要件あり。
3 運転者の要件と認定講習	P83	訪問介護員等による 有償運送の手続き	<ワンポイント>内の表を6-11とし、上へ移動
4 安全・旅客の利便の 確保のために行うこと	P84	2 安全な運転・・・	下記の通り差し替え
2	安全な運転をすることができる状態であること(点呼簿)	安全な運転ができる状態であるようにし、管理者からその確認を受けます。疾病、疲労、飲酒その他安全な運転をすることができないおそれがある場合は運転してはいけません。異常気象時等は指示を仰ぎます。	安全な運転をすることができる状態であることを運転前に、酒気帯びの有無は一日の運転前後に確認し、必要に応じて安全確保のための指示を行いません。確認と安全確保のために行なった指示内容を記録し、1年間保存します。異常気象時等は必要な措置を講じます。
5 道路交通法	P87	(3) 高齢者講習 5～8行目	(旧) 先ず認知機能・・・等になります。 (新) 認知機能検査・高齢者講習・運転技能検査(該当者のみ)を受検・受診しなければなりません。認知機能検査の結果によっては臨時適性検査(専門医の診断)の受検または診断書の提出が必要になります。

以上